

令和元年7月16日（火）午前9時59分

令和元年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第2回理事会

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和元年度第2回理事会議事録

開催日時 令和元年7月16日（火曜日）午前9時59分開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

出席役員数（14人）

理事長 谷 畑 英 吾 湖南市長

副理事長 藤 澤 直 広 日野町長

副理事長 多 胡 豊 章

兼常務理事

理事 三日月 大 造 滋賀県知事（代）

越 直 美 大津市長（代）

大久保 貴 彦根市長（代）

藤 井 勇 治 長浜市長（代）

橋 川 渉 草津市長

宮 本 和 宏 守山市長（代）

山 仲 善 彰 野洲市長（代）

伊 藤 定 勉 豊郷町長

越 智 真 一 医師国保組合理事長（書）

監 事 平 尾 道 雄 米原市長（代）

久 保 久 良 多賀町長

○開 会

午前9時59分開会

◇井口局長 それでは、只今より国保連合会の理事会を開催いたします。

開催にあたりまして、理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇谷畠理事長 皆さん、おはようございます。

本日は滋賀県国保連合会の理事会を開催いたしましたところ、公私何かとお忙しい中にもかかわりませずご出席を賜りましてありがとうございます。

昨年度は、都道府県が財政運営の主体となるという大きな改革があった1年間でございました。県からは滋賀県国民健康保険運営方針が打ち出されまして、その基本理念として、持続可能な国民健康保険の運営が掲げられ、県民が健康な暮らしを送れる、いざというときに安心して医療を受けられる国保制度があるべき姿とされ、本会の役割として市町事務の共同事業の実施による効率化ということが位置づけられたところでございます。

平成30年度には、国保制度改革に伴い導入いたしました国保情報集約システムの運用、そのシステムを活用した資格確認業務の充実、また、重複頻回受診者等訪問指導事業の全県的な取り組みなど、新たな事業を行いますとともに、はり師、きゅう師及びあんまマッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任制度導入に伴います療養費審査委員会の設置と支払業務の準備、風しん対策に係るクーポン券の作成と支払業務の準備など、新たな事業への準備を進めてまいりましたところでございます。このように、本会におきましては国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援等を取り巻く情勢の変化に対応しながら、地域住民の生活に直結する多岐にわたる業務を行っております、引き続きその運営に努力してまいります。

本日は、平成30年度事業報告、決算、また、審査の高度化・効率化のための新たな積立資産に係る規程の制定など、来る7月30日の総会に向けての重要な議案をご審議いただきます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◇井口局長 ありがとうございました。

次に、本日の出席状況でございますが、委任出席、書面出席も含めまして全員の出席でございますので、本日の理事会が成立することを報告させていただきます。

次に、理事会の議長でございますが、本会規約第33条第1項によりまして、理事会の議長は理事長があたることとなっておりますので、谷畠理事長、よろしくお願ひいたします。

◇谷畠理事長 それでは理事会の議長をさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録においても公表することをお伝えをいたします。

次に、国保連合会規約第36条の規定によりまして、議事録署名者を選出いたしたいと思いますが、議長から指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。それでは私の方から指名をさせていただきます。

草津市長の橋川理事さん、それから豊郷町長の伊藤理事さんにお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

議案第24号、通常総会開催日についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇井口局長 はい。お手元の令和元年第2回理事会の1ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第24号、通常総会の開催日についてでございます。滋賀県国民健康保険団体連合会通常総会を令和元年7月30日火曜日、午後3時から開催したいと存じます。なお、総会終了後には、「新国保制度をめぐる状況について」と題しまして、厚生労働省保険局国民健康保険課長からご講演をいただく予定をしておりますので、あわせましてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇谷畠理事長 はい。只今事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

では、特にご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第24号を原案どおり議決することについて、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。異議なしということでございまして、全員

賛成と認め、総会は原案どおり7月30日火曜日、午後3時から開催することいたします。

次に、議案第25号、通常総会附議事項の審議に入ります。通常総会の議案は第16号から第34号までです。

まずは、議案第16号、平成30年度事業報告の認定についてから、議案第25号、平成30年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、いずれも関連いたしますので一括審議いたしたいと思います。

各議案について、事務局の説明を求めます。なお、説明については、去る7月5日に開催の国保主管課長会議において事前に協議をしておりますので、簡潔に説明を願います。

◇竹若次長 私のほうから事業報告をさせていただきたいと存じます。

事業報告につきましては、こちらの総会附議事項の1ページから67ページに記載をさせていただいているところでございますけれども、本日、理事会用に資料1、要約した事業報告をつらさせていただいておりますので、資料1のほうをご覧ください。そちらのほうで要点を絞って説明をさせていただきたいと存じます。

すみません、着座にて説明をさせていただきます。ご容赦のほどよろしくお願ひ申し上げます。

平成30年度、本会の事業報告、概要版でございます。

事業実施状況、大きく19項目ございます。

まず、大きな1番目でございますけれども、本会の運営に関する事項でございます。本会の適正な運営を図るために、総会、理事会、監事會等々の会議を開催をさせていただいております。

1項目の中の下から3番目の白丸でございますけれども、セキュリティー対策については、推進チームを中心として、国際規格でございますISMSの認証の継続に努めているところでございます。そして、白丸の一番下になりますけれども、業務継続計画ということで、大規模災害に備えて策定をさせていただいたところでございます。

大きな2番目、国保制度の改善強化と財政安定化対策の推進に関する事項でございます。白丸にございます国保制度改善強化全国大会でございます。東京のほうで開催をされまして、本県からは23人の方にご出席を賜りました。医療保険制度の一本化の早期実現など9項目の議決を行い、谷畠理事長を中心に関係省庁や地元選出議員への要請行動をさせていただいたところでございます。

大きな3番目でございます。国保事業充実強化推進に関する事項でございます。

(1) の保険料（税）収納率向上対策でございます。イにございますように、月間を定めて広報等をいたしますとともに、保険料（税）徴収アドバイザーの派遣事業並びに研修会をさせていただいたところでございます。その結果、ニになりますけれども、前年度に比べて0.19ポイント増の94.9%と相なったところでございまして、この間、市町の担当者の皆さんの懸命な努力によりまして、全国順位も6位というような形で、近年、上位に位置しているということでございます。

1項目飛ばさせていただきまして、下の大きな5番です。国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の審査支払に関する事項、本会の根幹業務でございます審査支払でございます。国保審査委員57名体制で、近年、複雑かつ高度化する医療内容に的確に対応できるよう、システムを活用して質の高い審査を目指したところでございます。

次のページをおめくりいただきたいと存じますが、国保と後期の審査支払の状況でございます。国保と後期合わせまして約990万件のレセプトの審査をさせていただいて、1点10円でございますので、金額に直しますと約2,700億円の取り扱いでございます。

白丸の審査状況のところでございますが、そのうち、査定率にございますように0.280%になってますが、年間0.281%、最近公表されましたけれども、全国で11位ということで、約6億円の減額をさせていただいたところでございます。

その下の白丸になりますけれども、平成30年度国保制度の導入に際しまして、新規事業でございますけれども、市町さんのほうからの要望が多かった資格確認業務について取り組ませていただいたところでございます。原審査、レセプト点検時合わせまして約6万件、本会のほうで処理をさせていただいたところでございます。

大きな6番目でございます。保険者共同事業及び後期高齢者事務代行事業に関する事項ということでございます。

(1) でございますが、平成30年度からということで、新規事業でございます、新国保制度に伴いまして、今までからの課題でございました県内での異動に係る高額療養費の多数回該当の通算でございますけれども、国保情報集約システムを活用してその判定に努めているところでございます。

(2) でございます。冒頭、理事長のご挨拶にもございましたけれども、風しん対策のクーポン券を県内全市町から委託いただきまして、6月7日には全市町のほうへ納品をさせていただいたところでございます。

(4) でございますけれども、第三者求償事務でございますけれども、こちらも新国保制度に合わせて、直接請求まで範囲拡大をさせていただいております。

(5) でございますけれども、後期高齢者医療の事務代行につきましても、国保と同様、第三者行為、レセプト点検、資格確認等々を実施をさせていただいております。

大きな7番でございます。保健事業の推進に関する事項でございます。

その中の保健事業推進に関する支援及び情報提供でございまして、右手の3ページの上段のほうをご覧いただきたいと存じますが、③でございます、有識者によります保健事業支援・評価委員会を本会に設置し、保険者における保健事業実施計画、データヘルス計画の策定支援を行いました。

④でございます。本年については、重複頻回受診者の訪問事業について、全県的に取り組んだところでございます。

(2) でございます。地域住民の健康保持増進及び啓発ということで、地域のほうで開催をされます健康まつりに積極的に参加いたしますとともに、口でございますけれども、健康増進月間を設置し、健康啓発を行いますとともに、ハになりますが、健康川柳の募集ということで、広く県民に健康づくりに対する意識づけを行ったところでございます。

(8) でございます。特定健診・特定保健指導に関する事項でございます。収納率向上に向けた保健事業、保険者支援といったしまして、テレビ等による広報による啓発でありますとか、未受診者への電話勧奨を行ったところでございます。その結果、対前年比1.86ポイント増の39.95%の特定健診の受診率でございます。

1つ飛ばさせていただきまして、4ページのほうをお開きいただきたいと存じます。

1番上、10項目めの介護保険事業関係に関する業務でございます。

(1) でございます、審査支払業務並びに苦情相談業務、ケアプラン分析、医療と同じように介護給付費の適正化対策事業にも取り組んだところでございます。

大きな11番目でございます。障害者総合支援給付等の審査支払業務に関する事項でございます。(2) でございますように、昨年の4月から障害福祉サービスの審査も本会で行うこととなりましたので、その審査支払状況について、(1) のとおりでございます。

大きな12番目でございます。広報事業に関する事項でございます。「滋賀の国保」を年4回発行いたしますとともに、被保険者用教育用リーフレット等を作成をさせていただきました。

大きな13番目、保険者協議会活動に関する事項ということでございます。平成30年

度から滋賀県さんと共同して事務局を担っております。県内の医療保険者さんと協働して健康づくりを推進いたしますとともに、情報の共有化を図ったところでございます。具体的な会議の開催状況並びに取り組みについては、（1）、（2）のとおりでございます。

以下、大きな14番目から19番目につきましては、地域医療の確保や研修、会議、表彰等でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、雑駁な説明になりましたけれども、事業報告とさせていただきます。

◇岡田主監 続きまして、決算の関係についてご説明をさせていただきます。

総会議案では、議案第17号、68ページから議案第25号の185ページでございますけども、お手元、理事会資料の中の2-1、2-2、こちらで説明をさせていただきたいと存じます。

まず、A4縦版の2-1をご覧ください。

失礼して、座らせていただきます。

それでは、資料、右肩2-1をご覧ください。平成30年度の国保連合会の決算の状況でございます。

まず、30年度の決算の概要でございますけども、大きい1番をご覧ください。

一般会計と8つの特別会計、合わせて9つの会計で構成をしております。それを勘定の性格で大別をいたしますと、①として、手数料・負担金を財源に審査支払等の事務執行を伴います6つの勘定、そして、連合会を経由して診療報酬等あるいは介護報酬を受け払いする支払勘定、この特別会計が15ございます。それらの合計でございますけども、歳入が約3,899億4,200万円、対前年度1.1%減でございます。一方、歳出でございますけども、3,895億9,100万円、対前年度比1.1%減でございます。歳入、歳出の差引額が約3億5,100万円でございました。

まず、（1）でございますけども、事務執行を伴います6つの勘定でございます。歳入の合計が約33億9,800万円、そして、歳出の合計が約32億2,400万円、歳入、歳出の差し引きが1億7,400万円でございます。

箱枠の中にございますのが、歳入の前年度比増減の主な内容ということでございます。先ほど事業報告の中でもご説明をいたしました、30年度から共同事業で新規の事業等を実施しております。それらの過誤返戻事務、あるいは国保情報集約システム、飛びまして9番の重複頻回、こういった新規事業のための負担金・手数料をいただいてること、そして、4番から7番にかけましては、手数料あるいは負担金の段階的引き上げ、手数料の

改定、あるいは件数増に伴います手数料の増減、そして、繰入金あるいは積立金の増減が主な内容でございます。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。

一方の歳出でございますけども、こちらも先ほど事業報告でございました国保情報集約システム、こういった導入経費、そして、3番、4番でございますと、段階的手数料の引き上げに伴います財政調整積立資産の増、そして、機器等の購入によります減価償却あるいは固定資産の増、そして、プログラム開発あるいは主治医意見書、こういった経費が増減でございます。

続いて、(2)番でございますけども、診療報酬等の支払勘定でございます。こちらにつきましては、歳入の合計が3,865億4,400万円、歳出が約3,863億6,700万円、歳入、歳出の差し引きが約1億7,700万円でございます。

①でございますけども、その中で主なものを6つ申し上げます。

最初の1つ目が国保の支払勘定でございます。こちらにつきましては、被保険者数の減等もございまして、前年度比が1.1%の減でございます。月平均約78億円のお支払いをさせていただきました。

②が福祉医療でございます。こちらにつきましては、対前年度比6%増の月平均約7億5,000万円のお支払いでございます。

3つ目でございますけども、介護保険の支払勘定でございます。こちらは2.5%増の月平均約81億円のお支払いでございます。

そして、3ページに参りまして、4つ目、障害介護給付でございます。こちらにつきましては、対前年度比5.7%増、月平均約22億円のお支払いでございます。

そして、5つ目が後期の支払勘定でございます。こちらは国保とは反対に被保険者数が増ということでございまして、対前年度比1.8%増、月平均約125億円のお支払いをさせていただきました。

そして、最後でございますけども、特定健診・特定保健指導の支払勘定でございます。こちらにつきましては、受診率増等もございまして、対前年度比5.9%の増ということで、こちらは年間約7億2,000万円のお支払いでございました。

続きまして、A3縦版の資料2-2の1ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、決算の総括表でございます。こちらの中で、表頭の一番左、会計区分の上から2つ目、診療報酬審査支払特別会計の中の上から2つ目、業務勘定の下に

なりますけども、国保の支払勘定がございます。こちらにつきましては、先ほどお支払いのことと、月平均約78億円のお支払いということでご説明をさせていただきました。

そちらの歳入と歳出の状況をご覧いただきますと、29年度の対前年度比が89.4%となってございます。ここに約118億円の差が出てまいっておりますけども、これにつきましては、29年度まで予納金を頂戴しておりましたので、この分の差が伸びの中に出でてしております。これも予納金等を除きますと、対前年度比は98.9%と歳入、歳出ともになります。

そして、その国保の支払勘定の下でございますけども、歳入、歳出の差引額が約9,148万円となってございます。その右をご覧いただきますと、繰越金には平成30年度の指定公費医療に係る国庫の剩余返還予定額約8,800万円が含まれてるとございます。

これらを差し引きますと、約326万円の差し引きということでございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、ご審議をいただく前に、去る7月3日に監査を受けておりますので、多賀町長の久保監事さんから監査報告をお願いいたします。

◇久保監事 それでは、私、久保より監査の報告をいたします。

去る7月3日、米原市長、平尾さんとともに、平成30年度における業務の概況を聴取し、会計を監査しましたところ、業務の運営につきましては努力の成果が認められ、会計経理も適正に処理され、会計諸帳簿等もまた整理良好と認めましたので、ここに報告をいたします。

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございました。

なお、監査法人による監査を受けておりますので、監査室からご報告をさせていただきます。

◇八田室長 はい。それでは、監査室よりご報告を申し上げます。

監査法人によります平成30年度決算に係る監査結果につきましてご報告をいたします。本日の総会附議事項の257ページ、水色の合紙の手前のページでございますが、こちらをご覧いただきたいと存じます。

去る6月13、14、18日の3日間、監査法人によります監査を受けまして、本監査報告書が理事長宛てに提出をされたところでございます。

次のページ、258ページの上段、監査意見のところをご覧いただきたいと存じます。

監査意見。当監査法人は、財務書類が国保連合会会計規則に準拠して平成30年度の歳入歳出状況及び同年度末の財産の状態を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以上の監査結果報告書を提出いただきましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

◇谷畠理事長 はい。監査結果については以上でございます。

それでは、事務局より説明をいたしました事業報告及び各会計決算について、ご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。

はい、橋川理事。

◇橋川理事 医療費の動向について説明がありましたが、医療費、被保険者数ともに前年比でかなり大きく減っています。全国的にも減っていますが、この要因はどういうことで減っているのか教えていただけますか。

◇谷畠理事長 事務局。

◇岡田主監 はい。まず、国保のほうでございますけども、景気の回復等もございまして、国保の方については被用者保険のほうに少し流れているということもございますし、そして、後期のほうにつきましては、もうご承知のように高齢化ということで、年齢到達によります後期の該当の方が増えているということで、被保険者数が国保はマイナス3%で減少しておりますし、後期のほうは逆に3%で増加をしているということが一番大きな要因かというふうに考えております。

◇谷畠理事長 よろしいですか。

はい、じゃあ橋川理事。

◇橋川理事 今後もこの傾向が進むということは、医療費は、国保のほうは減ってくる見込みということになるのでしょうか。

◇谷畠理事長 事務局。

◇岡田主監 今のところは被保険者数がそういった状況でございますので、その分、理事がおっしゃるような見込みのとおりかというふうに推測しております。ただ、1人当たり医療費とかがどういったことで変わってくるかちょっとわからないので、その辺ちょっと状況を見ながら推移を見ていきたいと考えております。

◇谷畠理事長 よろしいですか。

今後、後期のほうも増えてくるということありますけれども、人口バランスがありま

すので、この国保についても一定減少はいたしますけれども、その後期との間のバランスを見ながら、おそらく国が全体の財源調整等をしていくのかなというふうに思われますので、またそのあたりもこの、中央会を通しながら、厚労省との間でもしっかりと連携をとっていきたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では、そのほか特にご質問、ご意見も終わったようでございますので、採決に入りたいと思います。

通常総会議案第16号から議案第25までを原案どおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。異議なしというお声をいただきまして、全員賛成と認めまして、議案第16号から議案第25号までは原案どおり通常総会に附議することといたします。

続きまして、通常総会附議事項の議案第26号、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定についてから、議案第33号、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第1回補正予算についてまで、いずれも関連いたしますので一括審議いたしたいと思います。

各議案について、事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、議案の第26号、積立金の規程の制定でございますけども、議案では200ページになりますけども、理事会資料、お手元、右肩の資料3-1でご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、新たな積立資産の創設についてということで、規程の説明の前に、この規程が制定されるに至った経緯、顛末等についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、国保連合会の審査支払業務でございますけども、法人税法上の収益事業とされて課税対象ということになってございます。現実には、厚生労働省通知によりまして、収益が発生をしない実費弁償方式によりまして、所轄税務署の確認をいただいた上で課税はされていないということになってございます。

そして、また、私どもと同様で、被用者保険の審査支払を行う支払基金にあっては、法人税法上の公共法人というものに位置づけをされておりまして、非課税で内部留保が可能ということになってございます。そのような中で、国では医療制度改革の一環として、支

支払基金に審査支払業務の効率化、あるいはＩＣＴの技術を活用したシステムの開発とか刷新を行うということで、所要の法改正というものがなされて、支払基金ではシステム開発を今現在進めております。

こうした中に、私ども国保連合会も同様の対応をという要請もございました。国保連合会においても、支払基金と同様に新たなシステムの開発、刷新のための原資の積み立てが可能になるよう、審査支払の法人税法上の収益事業から除外をする法人税法施行令の改正を求めていたところでございまして、先ほど事業報告の中でも全国の国保制度改善強化全国大会が終了の折の要請活動に、このことについても理事長を中心におこなっていただいたところでございます。

結果として、法人税法上の収益事業から除外をするということは認められなかつたんですけども、税制改正要望の理由の1つでございます新たなシステムの開発とか刷新のための積み立てについては、厚労省の通知の改正によりまして当該の積み立てが実費弁償方式の費用として扱われるということになりました。

今年度につきましては、5年ごとに所轄の税務署に届出を行うという年度になってござりますけども、これまで全国がそれぞれ行っていた届出を、今回決算認定の総会あるいは理事会において新しい積立金の制定と、各特別会計において積立金を補正対応することによって、中央会のほうで一括して国税庁に確認の届出を行うということに変えるとされたところでもございます。

こうしたことから、新たな積立金規程の制定と、議案の27号以降にございますけども、各特別会計の積立金の補正予算をお願いをするというものでございます。

それでは、申し訳ございませんが、総会附議事項の200ページをご覧いただきたいと存じます。

議案の第26号でございます、ＩＣＴ等を活用した審査支払業務の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の制定ということでございます。詳しくは201ページ、202ページの別紙をご覧いただきたいと思います。

目的、あるいは積立資産につきましては、第2条をご覧いただきますと、審査支払業務のさらなる高度化や効率化を取り組むに当たり、これらの投資に向けた原資を柔軟かつ迅速に調達できるよう、積立資産として所要の額を積み立て、管理運用するというものでございます。

その対象の会計につきましては、1つ目の診療報酬の審査支払特別会計、介護保険、障

害、後期高齢者、そして特定健康診査・特定保健指導の5つの特別会計でございます。

そして、積み立ての額でございますけども、第3条に規定をしております、当該年度の手数料収入の年度額の30%相当額を上限ということで規程を定めるというものでございます。

続きまして、議案の第27号から33号、議案書では203ページから254ページが補正予算でございますけども、それらにつきましても、取りまとめをいたしました理事会資料、資料4-1と4-2がございます。4-1でご説明をさせていただきたいと思います。A4横版の資料でございます。少し細かい文字で申しわけございません。

平成30年度決算に係ります繰越金の状況と、その補正予算の対応等でございます。表頭一番左の会計名の1つ目、一般会計でございます。こちらにつきましては、平成30年度決算の繰越金が約527万円ございました。当初の計上が1,000万円で、その差が約472万4,000円でございます。

これらの対応につきましては、表頭一番右の対応内容のところをご覧いただきますと、一般会計の財政調整資金積立金の繰入金を、増額をして財源の振り替えを行うものでございます。なお、あわせて繰り入れ、繰り出しの補正もさせていただくというところでございます。

そして、その1つ下が診療報酬の審査支払の特別会計、国保の業務勘定でございます。こちらにつきましては、対応内容をご覧をいただきますと、一般会計繰入金を減額をして財源の振り替えを行うものでございます。そして、繰越金を、1,000円を財源といたしまして、先ほど議案の26号でご説明をいたしました新たな積み立てを行うというものでございます。

枠外の※2をご覧をいただきたいと思います。今回のこの新たな積み立てにつきましての考え方を記載しております。単年度収支が赤字と見込まれて、一般会計の繰り入れ等によりまして収支均衡を保っております上の国保会計、そして、3つ目の介護保険の会計、そして、上から5つ目の特定健診の会計につきましては、積立金の措置額として繰越金あるいは繰入金を財源として、最低限の1,000円を積み立てるという考え方をいたしております。

そして、表の中に戻りまして、上から4つ目の障害の会計でございます。

こちらの対応内容でございますけども、繰越金のうち1,738万8,000円、手数料収入の30%を財源として新たな積み立てを行うというものでございます。こちらについ

ては※の3をご覧をいただきたいと思います。こちらについては、繰越金によりまして財源確保が可能な会計のうち、この障害の特別会計につきましては、次期システムの更改において市町の効率化を目指した連合会事務の拡充や、あるいは運用コストを削減するためのクラウド化等が予定をされているということでございまして、先ほどご説明申し上げました改正の厚労省通知に基づきます限度額までの積み立てを行ういたします。ただ、繰越金の差引額との約3,200万円の差のうち、今回対応しない約1,400万円につきましては、システムを共同負担しております介護保険等の負担の考え方等について、本年度中に関係市町さんとの協議調整を行った上で対応したいというふうに考えております。

そして、上の表に戻りまして、上から6つ目の後期の特別会計でございます。こちらの対応内容につきましては、繰越金1,000円を財源として新たな積み立てを行うものでございまして、※の4をご覧をいただきたいと思います。後期の特別会計につきましては、今回補正をいたしません3,036万8,000円につきましては、共同負担する国保等の、福祉等の考え方等につきまして、障害と同様に広域連合さん、あるいは関係市町さんと協議調整を行った上で対応をしていきたいと考えております。

そして、最後、※の5でございますけども、各特別会計における支払勘定、国保あるいは後期、介護等でございます。診療報酬等の受け扱いをする勘定につきましては、国保の公費の国庫補助の返還分等を含めまして、予備費を補正することによって対応していくというふうに考えております。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい。只今事務局から説明をいたしました規程の制定、補正予算についてあります。先ほども説明がありましたように、国保連につきましては、法人税法上の収益事業ということとされておりまして、被用者保険の審査支払を行います支払基金がこの非課税になっているということに対して、いささか不公平な状況になっているということでございまして、この点につきましては、引き続き中央会も含めまして全国の国保連と協働しながら、国に対して強く要請をしてまいりたいというふうに考えております。

その中で、一定ICT技術を活用した高度化ということについては、国全体で取り組んでいくという中において当然国保連においても取り組むという際に、そういった不公平な取り扱いということはいささかいかがなものかという中において、妥協策のような形でこういう税制改正の中での非課税部分が出てきたということですので、こういった形で、今後この本体の財政に大きな影響がないような形で少しづつ積み立てていくというよ

うなことをしていきたいというのが只今のご提案の趣旨でございます。

ですから、今後関係各機関、例えば市町でありますとか、また後期でありますとかと十分に協議をしなければならない部分につきましては、今後も対応してまいりたいということになりますけれども、今回、特に一般会計を含めましてこの国保連で対応すべきところについて、こういった形で規程を制定して補正予算を組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

とりあえず、当面この国保連として対応する部分について対応させていただきながら、また、今後関係各機関とはこの協議を続けてまいりたいというふうに考えております。

それでは、特にご質問、ご意見もないようでございますので、採決に入ります。

通常総会議案第26号から議案第33号までを原案どおり通常総会に附議することについて、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 はい、ありがとうございます。特に異議がないということで、全員賛成と認めまして、議案第26号から議案第33号までは原案どおり通常総会に附議することいたします。

続きまして、通常総会附議事項の議案第34号、役員改正についてですが、これは人事案件となりますので、最後にご審議をいただきたいと思います。

そこで、引き続き報告事項に移りたいと思います。

報告第2号、専決処分報告について及び報告第3号、滋賀県国民健康保険団体連合会財産目録についてを一括いたしまして、事務局から説明を求めます。

◇岡田主監 はい。それでは、報告事項についてご説明をさせていただきます。

お手元、通常総会附議事項の259ページをご覧をいただきたいと存じます。水色の合
い紙がついてございますが、その次のページでございます。

それでは、専決処分報告について、5つございます。

まず、1つ目でございますけども、平成30年度の職員退職給付金特別会計の第1回の補正予算でございます。こちらにつきましては、3月31日付で1名退職をいたしましたので、それに伴います補正予算でございます。

そして、2つ目でございますけども、服務規則の一部を改正する規則の制定でございま

す。こちらにつきましては、労基法の改正でございまして、年10日以上有給休暇が付与されるもので、うち年5日、使用者が時期を指定して取得させることが義務化ということがございましたので、これらを就業規則の中に記載をするということでございますので、それらに関する規則の制定でございます。

そして、3番目でございますけども、会計規則の一部を制定する規則の制定でございます。こちらも事業報告でございました風しん対策に係るものでございます。風しん対策の事業実施に係ります支払勘定の設置でございます。

そして、4つ目でございますけども、共同電算処理業務運営委員会の規程の一部改正でございますけども、これにつきましては事務の規程の改正でございます。

そして、最後、5つ目でございますけども、令和元年度の診療報酬の審査支払特別会計の補正予算でございます。こちらは3と関連いたしますけども、風しん対策業務に係ります抗体検査等予防接種費用の請求と支払い、そして、クーポン券等を作成する費用でございまして、これらの補正予算でございます。

そして、ちょっとページ飛びますけども、申しわけございませんが、280ページと281ページが報告の第3号でございます。本会の財産目録、平成の3月31日付現在のものでございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい。以上で報告事項を終わらせていただきます。

それでは、説明事項がありますので、事務局から説明を願います。

◇岡田主監　それでは、説明事項でございます。

理事会資料の5をご覧をいただきたいと存じます。A3縦版のカラー刷りの両面のものでございます。

こちらにつきましては、平成29年度にお示しをいたしました負担金・手数料の見直し計画に基づくものでございまして、それらにつきましては、決算あるいは予算の段階で隨時見直しをして、ご説明を申し上げるものでございます。

まず、表面、一般会計でございますけども、一番上に事務費負担割がございます。30年度と元年度につきましては、6%で据え置きということでございます。

これにつきましては、一番下の括弧書きを見ていただきますと、下から2行目なんですが、29年度の決算におきまして、国保の改正によります財政安定化共同事業及び高額医療費共同事業の廃止と事務費等の残預金約1,800万円を一般会計に繰り入れたこ

とによりまして一定の財源確保ができました。こうしたことから、令和元年度の事務費割は、30年度と同様に6%とさせていただいたというところでございます。

上のほうに戻っていただきまして、表の左半分が平成31年度予算を反映した収支見込みということで、こちらにつきましては、31年の3月に開催をさせていただきました総会の提示の時点のものでございます。それを、右半分でございますけども、決算等確定をいたしましたので、それに合わせて収支見込みを反映をしたものでございます。

こちらにつきましては、一番上の歳入でございますけども、先ほど決算でご説明いたしました前年度の繰越金、青色でございますけども、それを入れまして収支の試算をしたものでございます。

そして、下のほうをご覧いただきますと、歳出のほうでございますけども、令和4年度固定資産取得のところで2億7,500万円となってございますけども、こちらにつきましては、左の下のほうでございますけども、会館設備等の経過更新に基づく更改ということでございます。

右の下のほうに参りまして、収支の差し引きでございますけども、令和2年度以降、マイナスの500から1,200というところでございます。単年度500万円から1,200万円の赤字が見込まれるということでございます。

下の括弧書きでございますけども、令和5年度までの、今の段階では引き上げは必要ということでございますけども、予算編成時に改めて引き上げについては協議をさせていただきたいと存じます。

続いて、裏面をご覧をいただきたいと思います。

こちらにつきましては、国保の会計の審査支払の業務勘定でございます。審査支払手数料につきましては、令和元年度48円という状況でございます。こちらも一般会計と同様に、左が31年度の総会の提示時点のものでございます。

まず、右側の令和元年度の予算を反映した収支見込みの歳入でございますけども、こちらをご覧いただきますと、令和元年度は前年の繰越金をこちらに入れさせていただいております。そして、上から2つ目のその他繰り入れ、そして、下から2つ目の補助金あるいは手数料等収入が予算総会の時点から数字が変わってございます。

これらの要因につきましては、下のほうご覧をいただきますと、かぎ括弧の下から2つ目でございます、30年度決算と令和元年度の予算を反映した試算の見直し点ということでございます。

1つ目につきましては、先ほどもお話のございました国保の件数等でございます。これらについて、99.6%から99.2%の伸びに修正をしたということと、あと退職も若干見直しをしております。

そして、②でございますけども、補正予算あるいは事業報告でご説明をいたしました風しん対策事業、これらについての請求支払、あるいはクーポン作成を歳入、歳出にそれぞれ約3,300万円から2,300万円、3年間見込んでおります。

そして、3つ目でございますけども、ICTに係る積立資産につきましては、先ほどご説明をいたしましたとおり、令和元年度に新設をいたしておりますけども、当面は見送るということでございます。

そして、その上の括弧でございますけども、国保、後期が共通利用いたしますシステム等の減価償却費相当分の積み立て費用の一部を令和元年度から後期会計でご負担いただくということで一定の収入増が見込めるものでございますけども、試算の見直し点の中にございます件数の伸び率、あるいは国庫が若干下方修正ということと、あるいは消費税の引き上げ、そして、手数料収入の10%までお認めをいただいている財政調整資金積立金を限度額まで見込んだ場合、当期の收支差をご覧をいただきますと、2年から5年については1,800から3,700万円程度赤字となる見込みであって、引き続き引き上げが必要と見込まれますけども、決算あるいは予算等の中で十分見直して、また試算についてはご提示をさせていただきたいというふうに考えてございます。

そして、最後でございますけども、収支試算の留意点ということで、そのほかに要件といたしまして、①といたしましては、被用者保険に係る福祉医療の取り扱いについてということで、支払基金への移行が予定をされております。これについては、移行によりまして一定経費減というものが見込まれますけども、件数が大幅に減少するということもございます。スケールメリットが効かなくなるということ、あるいは国保と経費按分をしておりますけども、これらの見直しによります福祉の手数料単価の見直し、あるいは、加えて国保の手数料単価のさらなる見直しが必要と見込まれます。

そして、2つ目でございますけども、国保と後期の取り扱い件数の実績も踏まえまして、国保と後期が共通して利用するシステム等の負担のあり方についても広域連合さんと協議をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

◇谷畠理事長　はい。只今の収支報告につきましては、以前からご指摘をいただいており

ますように、この審査支払手数料の見直しを進めるに際しまして、それぞれの予算をつくりっ放しということではなくて、毎年度の決算状況を見ながら、翌年度の予算にどういった形で反映するかということを可視化させていただきながら検討を進めていくということで、本日もこういった形で決算状況の見込みを含めながらのご説明とさせていただいたところでございます。また今後ともこういった形で必要な情報についてはご提示をさせていただきたいと思いますけども、今ほど事務局からございました説明に対しまして、ご質問、ご意見があれば承りたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、特にご質問、ご意見も終わったようでございますので、先ほどのところに戻らせていただきまして、最後に、議案第34号、役員改選についてをご審議いただきたいというふうに思います。

事務局から説明を求めます。

◇井口局長 はい。現在の役員の任期が7月31日をもちまして満了いたしますので、国民健康保険法第23条及び連合会規約第19条、20条、24条の定めに従いまして、総会において選出をいただくものでございます。

定数を申し上げますと、理事につきましては15人以内、監事につきましては2人以内です。市にあっては7人の理事、町にあっては2人の理事、そして、市・町から1人ずつ監事を、また、県と医師国保組合さんから1人ずつ理事を推薦をいただくことといたしまして、過日、市長会、町村会、県、医師国保組合から役員候補としてご推薦をいただきました。その方々と、識見を有する理事1人を常勤理事として総会においてお諮りをいたします。

お名前は、今配らせていただきますが、名簿のとおりでございます。

総会で承認がいただけましたら理事会を開催をいたしまして、理事長、副理事長、常務理事を互選をいただきまして、あわせまして参与の選任をいただくといった段取りで考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◇谷畠理事長 事務局から説明がございました。

本来であれば総会にお諮りをしてということになるわけでございますけれども、慣例によりまして各団体に対してこの役員候補者の推薦をお願いをしておりまして、こういった形で推薦が取りまとめられたということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、この名簿中、理事の一番下の欄にあります学識経験者理事につきましては、平成

27年8月から就任をいただきしております、現在も本会の財政基盤見直しにお取り組みをいただきながら、また、支払基金改革が行われる中、国保連の審査業務充実・高度化基本計画に基づき、対応を進めていただいております多胡副理事長に引き続きお願ひしたいと考えているところでございます。

ということで、推薦団体のところが現理事長となっております。私から推薦をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

只今事務局から説明がありました役員の改選につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

では、特にご質問、ご意見もないようですので、議案第34号、役員改選については事務局説明のとおり総会に提案させていただくことにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇谷畠理事長 異議なしのお声をいただきました。全員賛成と認めまして、議案第34号は説明のとおり通常総会に提案をさせていただきます。

以上をもちまして本日の提出議案、報告事項は全て終了いたしました。ほかに皆様からご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、特になければ本日の理事会を閉会したいと思います。ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

午前10時55分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和元年10月17日

議長

湖南市長

谷村英吉

議事録署名者

草津市長

橋川涉

豊郷町長

弓藤定造